

大江町安心子育て支援費

～子育て支援事業利用料補助のご案内～

支援内容

- ①ファミリー・サポート・センター事業 ②一時預かり事業
③子育て短期支援事業 ④子育て世帯訪問支援事業
⑤病児・病後児保育事業を利用した際に、**年間 30,000 円**を
上限に利用料を支援します。



対象者

大江町に住所を有する 0 歳～高校 3 年生

（障がい児は 20 歳）までの児童を監護する保護者で
下記の要件のいずれかに該当する者。

※慣らし保育のための一時預かり事業の利用者、病児・病後児保
育事業の利用者は下記の要件を求めません。

- ・児童扶養手当受給者または受給資格者
（公的年金等受給中で併給調整のため、児童扶養手当の
支給を受けることができない者）
- ・就学援助の要保護者・準要保護者の認定を受ける者。
- ・町開催の事業やイベント等に参加するため託児が必要と
町が認める者。

申請方法

下記を大江町健康福祉課子育て推進室にご提出ください。

- ・支給申請書（担当窓口か町の HP から取得）
- ・利用料が納付されていることを証する領収証又は証明書。
- ・振込先の通帳又はキャッシュカード

※その他対象者の要件によって必要書類が異なることがあります
ので、事前に担当までご相談ください。

利用ごとの
申請になります。
お申し込みは
お早めに！



大江町健康福祉課子育て推進室
☎ (0237) 84-6157
月～金 8:30～17:00